

## 阿南市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業実施要綱

### (目的)

第 1 条 はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業（以下「事業」という。）は、老人の精神的及び肉体的疲労の回復を促し、老人の心身機能の維持向上を図るため、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの施術（以下「施術」という。）に要する費用の一部を助成することを目的とする。

### (事業の主体)

第 2 条 事業の主体は、阿南市とする。ただし、事業の一部を阿南市社会福祉協議会に委託することができる。

### (助成の対象)

第 3 条 施術に要する費用の一部の助成を受けられる者は、阿南市内に居住地を有する 65 歳以上の者とする。

### (助成額)

第 4 条 助成額は、1 回の施術につき 500 円とし、1 人年間 6,000 円を限度とする。

### (施術業者の指定)

第 5 条 阿南市長（以下「市長」という。）は、施術を業とする者（以下「施術業者」という。）の同意を得て、事業の施術を担当させる施術業者を指定するものとする。

### (指定の申請)

第 6 条 前条の規定による指定を受けようとする施術業者は、施術業者指定申請書（様式第 1 号）に免許証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

### (指定の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定により申請があった場合、申請の内容を審査し適当であると認めるときは、事業の施術を担当させる施術業者として指定し、その旨を通知するものとする。

### (指定の取消)

第 8 条 市長は、前条の規定により指定を受けた施術業者（以下「指定施術業者」という。）が、この要綱に違反したときは、指定を取消することができる。

（助成の申請）

第 9 条 施術に要する費用の一部の助成を受けようとする者は、阿南市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

（助成の決定等）

第 10 条 市長は、前条の規定により申請があった場合、申請の内容を審査し適当であると認めるときは、助成を決定し、阿南市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成券（様式第 3 号）を交付するものとする。

2 阿南市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成券の交付は、1 回の申請につき 3 枚を限度とする。

第 11 条 前条第 1 項の規定により阿南市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成券の交付を受けた者は、これを指定施術業者に提出することで助成を受けることができる。

第 12 条 前条の阿南市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成券の提出を受けた指定施術業者は、これに記載した額を年度の 3 月 31 日までに市長に請求しなければならない。

2 市長は前項の請求があった場合、請求の内容を審査し適当であると認めるときは、速やかに請求額を支払うものとする。

（阿南市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成券処理名簿）

第 13 条 市長は、阿南市はり、きゅう、マッサージ等施術費助成券処理簿（様式第 4 号）を備え必要な事項を記載するものとする。

（事業の委託）

第 14 条 市長は、第 2 条ただし書により、阿南市社会福祉協議会に事業の一部を委託するときは、この要綱に則って事業を実施させるものとする。

（委託料）

第 15 条 事業の委託料は、予算の範囲内において市長が定めるものとする。

(事業の報告)

第 16 条 市長は、第 2 条の規定により事業の一部を委託したときは、受託者に対して事業の実績報告書（様式第 5 号）を提出させるものとする。

第 17 条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。